

G A P 導 入 推 進 マ ニ ュ ア ル

平 成 2 6 年 1 1 月

北 海 道 農 業 生 産 工 程 管 理 手 法 (G A P) 導 入 推 進 会 議

本書の作成に当たって

農業生産活動には、農産物への農薬の残留、有害な物質や微生物の混入をはじめ、地下水汚染、農作業事故など、人命や環境を脅かしかねない様々なリスク（危害発生要因）が潜んでおり、こうしたリスクを回避する有効な手段としてGAP（農業生産工程管理）があります。

GAPの取組は、ヨーロッパを中心に全世界に広がっており、近年は我が国においても、全国各地で導入されています。

こうした中、本道においては、関係機関・団体が連携して、GAPの普及啓発を図っており、GAPを導入する産地は着実に増加しているものの、作目や地域によっては、導入が十分に進んでいないこと、産地によっては、GAPの意義や目的に対する理解が十分浸透していないこと、リーダーが不在だったり、取組を牽引する指導者が不足していることなどが課題となっています。

また、国内には、点検方法の違いや認証の有無、取組主体等が異なる様々なGAPがあります。

このため、農林水産省は、2010年に「農業生産工程管理（GAP）の共通基盤に関するガイドライン」を策定し、重要な取組事項を整理しました。

それぞれの産地においては、GAPに取り組む目的などを産地内で十分検討し、関係者全員が納得した上で、このガイドラインを参考に、GAPの意義を正しく理解しながら取組を進めることが重要です。

こうしたことを踏まえ、本書は、GAPの基礎的な事項や導入までの手順など、GAPに取り組む上で最低限必要な事項を整理し、産地における取組を後押しする手引書として作成しました。

本書を参考に、農業生産活動の持続的な改善により、より一層の農産物の安全性の確保や品質の向上、環境保全、農業者の労働安全が図られるよう、それぞれの産地の実情に応じたGAPの取組が広がりますことをご期待申し上げます。

平成26年11月

北海道農業生産工程管理手法（GAP）導入推進会議
（事務局：北海道農政部生産振興局農産振興課）

目 次

1 G A Pの導入に当たって

- (1) G A Pとは・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 頁
- (2) G A P普及の背景と経過・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2 頁
- (3) G A Pの種類と特徴・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2 頁
- (4) G A Pの取組手順・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4 頁
- (5) G A Pに取り組む意義と目的及び導入効果・・・・・・・・ 5 頁
- (6) 本道におけるG A Pの普及方向・・・・・・・・・・ 8 頁

2 導入までのプロセスとステップアップの手法

- (1) 集団内の合意形成・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9 頁
- (2) 体制の整備と役割分担、責任者の明確化・・・・・・・・ 11頁
- (3) 情報収集・分析・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 11頁
- (4) 生産工程の確認と危害要因の検討・・・・・・・・・・ 11頁
- (5) 農場のルールづくりとチェックリストの作成・・・・・・・・ 12頁
- (6) 生産活動の実施と記帳・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 12頁
- (7) 点検・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 12頁
- (8) 点検結果を踏まえた改善に向けた検討・・・・・・・・・・ 13頁
- (9) 文書の記録、保管・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 14頁
- (10) ガイドラインに則したG A Pへのステップアップ・・・・・・・・ 14頁

3 先進事例の紹介

- (1) J Aこしみずの取組事例・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 15頁
- (2) J Aネットワーク十勝農産物技術対策協議会の取組事例・・・・ 16頁
- (3) J Aひがしかわの取組事例・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 18頁
- (4) J Aとうや湖の取組事例・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 19頁

(参考資料)

- ・北海道農業生産工程管理手法（G A P）推進会議設置要領
- ・農業生産工程管理（G A P）の共通基盤に関するガイドライン（抜粋）
- ・日本農業新聞G A P連載記事

1 GAPの導入に当たって

(1) GAPとは

GAPとは、「Good Agricultural Practice」の略称で、農林水産省では「農業生産工程管理」と訳されており、食品安全、環境保全、労働安全など、様々な目的で、「適正な農業を実施すること」となっています。

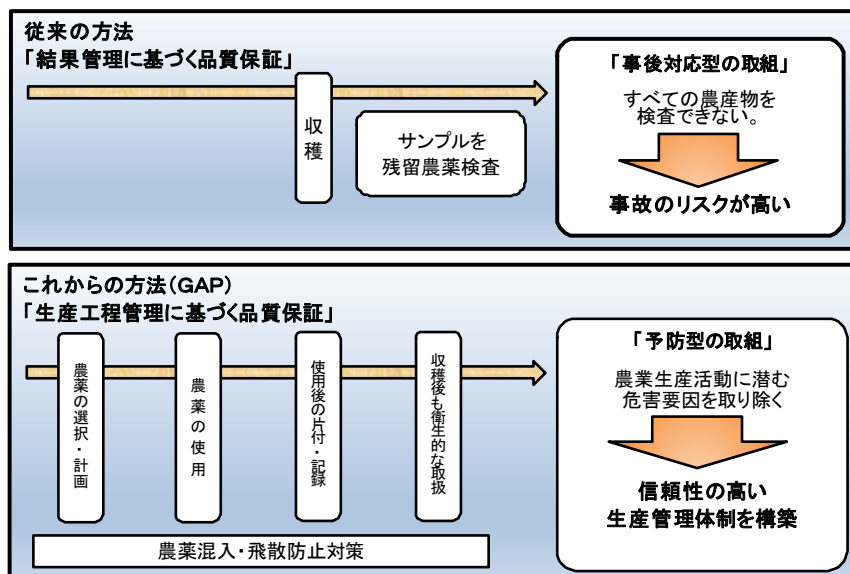
また、農林水産省が策定した「農業生産工程管理（GAP）の共通基盤に関するガイドライン」（以下「ガイドライン」という。）では、「農業生産活動を行う上で、必要な関係法令等の内容に則して定められている点検項目に沿って、農業生産活動の各工程の正確な実施、記録、点検及び評価を行うことによる持続的な改善活動である」と定義しています。

農業生産工程管理とは、農場全体を管理することであり、農薬や農業機械をはじめ、農産物や従業員など農場に関係する管理に問題があれば、事故の発生リスク（危害発生要因）が高まりますが、リスクを回避する取組は、これまでもあまり意識せずに、何らかの形で生産者が取り組んでいることでもあるので、GAPは、これまでにないまったく新しい考え方というわけではありません。

GAPとは、農産物生産において気をつけなければいけないことを整理して農場の作業ルールを定め、そのとおりにできたかどうかを自分でチェックする取組です。できなかった場合は、その原因をよく分析して、次の栽培に活かします。これを繰り返すことにより、理想の農場像に向かって農場が改善されます。

また、GAPの「工程管理」は、サンプルを抜き取ってチェックする「結果管理」に比べ、栽培工程ごとにどのような管理をしたか、しっかり記録を残すことで、取引先への説明や危害発生時の原因究明にも活用できます。

GAPのイメージ



出典：NPO法人日本GAP協会

(2) G A P 普及の背景と経過

ア 世界のG A P

「Good Agricultural Practice」は、農業における環境汚染が問題化した1970年代に、国連食糧農業機関（F A O）や世界保健機関（W H O）などによって、特に農薬使用に関連して提唱された用語です。

G A PがE Uの環境保全のための共通政策として定着したことを背景に、2000年には、E Uの小売業団体（ユーレップ）が農産物の取引基準としてユーレップG A P（2007年にグローバルG A Pに改称）を確立し、2005年以降、E U内の量販店は、ユーレップG A P認証の取得を要請するようになり、認証取得の動きはE Uに輸出する国々に急速に広がって、今や100カ国以上に拡大しています。

イ 国内のG A P

我が国では、2007年に農林水産省が、G A P手法の普及を目的として基礎G A Pを作成しました。その後、農業団体、小売業者等が、それぞれの目的に応じた独自のG A Pを作成し普及を進めました。

このため、2010年にガイドラインが策定され、様々なG A Pが存在する中で、重要な取組事項を整理し、その取組事項の背景となる法令や指針、科学的根拠を明確にしました。

(3) G A Pの種類と特徴

ア G A Pの種類

G A Pは、①「生産者による自己点検」をはじめ、②「農協や生産部会員による内部点検」、③「農産物の取引先等外部の視点を取り入れた第三者点検」、さらには、④「認証機関による第三者点検」に大きく区分され、国内には取組主体が異なる様々なG A Pがあります。

G A Pの種類

区 分	内 容	主なG A Pの種類
自己点検	生産者自らが、生産工程が適正に行われたかを点検	J AグループG A P等
内部点検	産地の責任者が、生産者の取組内容や自己点検を点検・確認	
第三者点検	農産物の取引先（第三者）が審査し、取組状況を確認	イオンG A P 生協G A P等
第三者点検	審査・認証機関（第三者）が点検	G L O B A L G . A . P . J G A P等

イ それぞれのGAPの特徴

それぞれのGAPの特徴を把握し、どのGAPに取り組むかを選択します。ガイドラインでは、自己点検に加え、内部点検以上の点検を実施することを求めています。

(ア) 自己点検

自己点検に区分されるGAP（以下「自己点検GAP」という。他の区分のGAPも同様に省略した呼称とする。）は、生産者自らの視点で、農場の問題点を改善するための農場のルールを従業員と共有し、ルールに基づく作業を実践するものです。

各工程での記録を分析することで、農場の一層の改善が期待できます。

(イ) 内部点検

内部点検GAPは、生産部会や農協などの集団が生産者を束ねて、集団内部のルールとして実践するGAPです。ルールの共有範囲が広がるため、合意形成に時間を要しますが、取引先からのクレーム等があった場合に、問題点を見つけやすく、その後の迅速な対策を講じることができます。

(ウ) 第三者点検

第三者点検GAPは、量販店等が独自に作成した生産基準を契約生産者が実践するので、量販店等を通じ、消費者に対して農産物の安全性を説明することができます。

(エ) 第三者点検

第三者点検GAPは、第三者の認証機関による公平な審査を受け、審査に合格した者が認証を取得するものであり、このGAPを継続するためには、定期的に審査を受けて認証を更新する必要があります。認証の取得や更新の手続きに費用負担があります。

(ア)～(ウ)のGAPと比較すると、公開性、透明性が高く、より高度な取組が求められます。

国内の第三者点検GAPに属する主なものには、JGAP、GLOBALG. A. P. があります。

■ JGAP

NPO法人日本GAP協会が作成するGAPで、2005年に第1版が作成されて以降、改訂を重ね、2010年には、ガイドラインに対応したJGAP2010を作成しました。

現在、国内では、1,800件を超える農場が認証を取得しており、国内の認証取得の主流となっています。

■ GLOBALG. A. P.

2000年に、EUの小売業団体「欧州小売業組合」によって設立されたユーレップGAPが、2007年に、GLOBALG. A. P.（グローバルGAP）に改称されました。

EU域内で流通する農産物には、量販店によって認証取得が求められており、認証取得の動きは、EUに輸出する国々に広がって、現在、100カ国以上に拡大しています。

国内では、100件を超える農場や産地が、GLOBAL G. A. P. の認証を取得しており、道内でも、一部の産地等において、認証を取得しています。

(4) G A P の取組手順

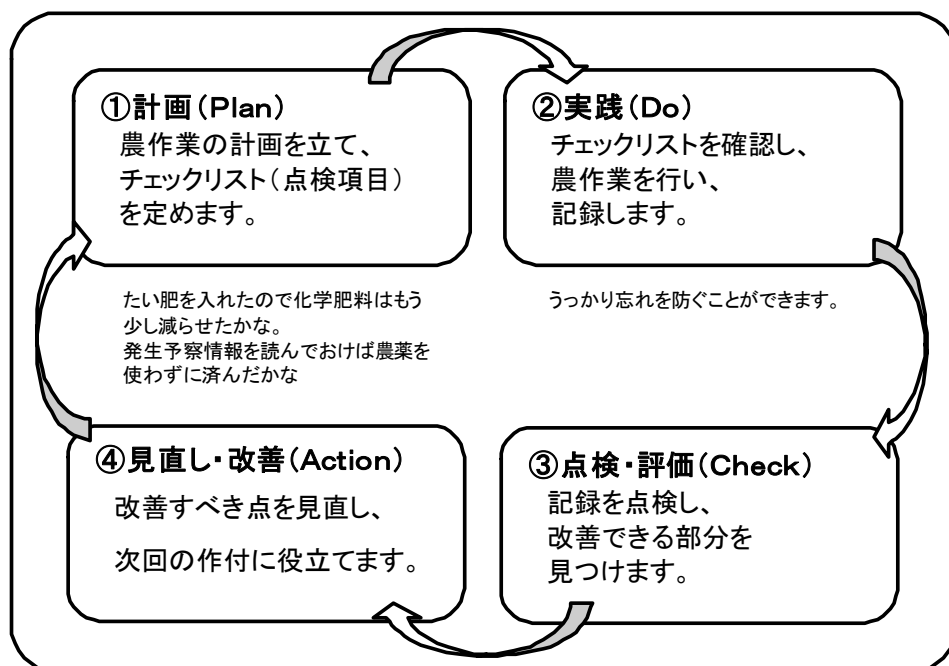
G A P に取り組む手順としては、まず生産者や産地^(※)が、立地条件（気象条件、土壌条件など）、生産する作物の種類、G A P に取り組む目的などに応じて、危害発生要因などの問題点・課題を分析・把握します。その上で、

- ①農作業の工程管理を行う項目を決定（P l a n : 計画する）
- ②それに従って実践、記録（D o : 実行する）
- ③記録を点検・評価して改善（C h e c k : 点検する）
- ④次回の作付に活用（A c t i o n : 改善する）

という、一連の作業を繰り返し行うこと（P D C A サイクル）で、生産工程全体を管理します。

※産地とは、作物ごとに設置している農協等の生産部会等を一つの目安としています。

G A P の取組手順



(5) G A Pに取り組む意義と目的及び導入効果

G A Pに取り組む意義は、「農産物の安全性確保や品質向上」、「環境保全」、「労働者の安全確保」などを実現し、持続可能な農業生産体制を確立することにあります。これを実現するために、事故を引き起こしかねないリスクについて対策を実施することにより、農場を改善することが大きな目的です。

G A Pは、農作業の内容を記録したり、点検表を作成してチェックすることは必要ですが、それを行うことが最終目的ではありません。日頃の農業生産活動に対して問題意識を持ち、必要に応じて、産地の中でそれを課題として共有し、問題点の改善に取り組むことがG A Pの本質です。

G A Pの具体的な導入目的（なぜG A Pが必要なのか）は、次のようなことが挙げられます。

ア 経営上のリスクの回避

生産現場では、食品、環境、農作業に関わる事故が発生すると経営に重大な影響を及ぼします。事故を引き起こすリスクを回避または管理するために、G A Pの視点で対処することが大切です。

①食の安全に関わるリスク

食品である農産物は、生産・調製・出荷の一連の作業において、衛生に気をつける必要があります。このため、一連の作業マニュアルを作成し、農薬残留や有害微生物の汚染、異物混入を回避するようチェックし、細心の注意を払いながら生産していくこと、また、その結果を記録していくことが有効です。

○リスクの例1

産地から出荷された農産物に、ボールペンが混入していた。

→ G A Pに取り組み、一連の作業工程が明確化されていれば、作業工程を順を追って確認し、すみやかな原因の究明が可能。

○リスクの例2

産地から出荷された農産物に、タバコの吸殻が混入していた。

→ G A Pに取り組み、調製選別エリアと喫煙、飲食エリアが分離されていれば、吸い殻の混入は未然に防ぐことが可能。

②環境保全に関わるリスク

肥料・農薬・燃料といった農業資材を適正に使用・管理するためのチェックを行うことによって、環境に配慮した生産の実践に役立ちます。

○リスク管理の例

GAPを導入した結果、農薬希釈早見表を作成し、適切な計量器具で農薬を計量するなど、従業員が手順どおり作業を行うようになった。

○環境に配慮した取組の例

GAPを実践した結果、環境に配慮した必要最小限の使用を心がけるとともに、農薬以外の防除手段を組合せた効果的な防除など、法律上義務づけられていない取組についても積極的にを行うよう意識が変化した。

③労働安全に関わるリスク

農作業には様々なリスクが潜んでおり、毎年、負傷や死亡につながる農作業事故が絶えません。事前に農作業リスクを確認し、その対策を実施することで、リスク回避が可能です。

○リスクの例

トラクターを停止し作業機の洗浄を始め、ロータリー部分を足で回しながら洗おうとしたところ、カバーに土がたまってロータリーがうまく回らなかった。そこで、ロータリーの刃を力を入れて踏みつけたところ、刃が通常の耕耘ロータリーよりも幅が狭く先端が鋭かったため、薄い地下足袋を破って足に突き刺さった。

→ GAPに取り組み、こうした危険が認識されていれば、洗浄マニュアルで対応策を明確化でき、事故を回避できた。

イ 農業経営の改善

GAPを導入することで、生産工程全般を見つめ直すことができ、今まで気がつかなかった農業経営の問題点を把握することが可能になります。

投入資材や労働時間などの記帳結果を分析することで、具体的な改善点を見つけることができ、従業員等の意識向上にも有効です。こうしたことによって、継続的な改善が可能となり、農業経営の改善が期待できます。

○経営改善の例 1

GAPを導入した結果、粗雑に管理していた農薬や肥料を整理整頓し、適切に在庫管理することによって、重複して資材を購入するなど無駄な出費を未然に防止できるようになった。

○経営改善の例 2

GAPの導入により、土壌診断台帳、施肥計画、施肥台帳、収穫、出荷台帳を整備した。これらの台帳を分析し継続的な施肥改善を実施することにより、品質、収量が安定し経営改善につながった。

ウ 遵守すべきルールの再認識

農業では、守るべき法律や指針等のルールが多くあります。GAPを実践することによって、法令を改めて認識するとともに、経営内で情報を共有し、実施状況を確認することができます。

○法令の具体例

- ・ 農薬の保管に関しては毒物及び劇物取締法
- ・ 農薬の使用に関しては農薬取締法や食品衛生法
- ・ 燃料の保管に関しては消防法
- ・ 公道走行に関しては道路運送車両法及び道路交通法
- ・ 従業員の労働条件については労働基準法

なお、GAPを導入することによってもたらされる効果は、次のようなことが挙げられます。

- ・ 品質の向上による農産物の信頼確保につながり、苦情やクレームの減少とともに、安定的な販路の確保が期待
- ・ 工程全般を見つめ直すことを通じて、生産技術の改善や労働の効率化につながり、従業員にも実施を徹底することで、全員で経営改善を図ることが可能
- ・ 第三者点検GAPの認証取得が、自信や誇りを持って農産物を提供することにつながり、生産意欲が向上
- ・ 生産履歴記帳を分析することで、農産物の安全のためだけでなく、栽培技術も改善
- ・ 法律上義務づけられていないリスク管理についても積極的に取り組むなど意識が変化

(6) 本道におけるGAPの普及方向

本道においては、ガイドラインに沿ったGAPのすべての主要な産地への導入・定着を目指して普及推進していますが、当面は、産地の実情に応じて、可能なことから取組を進め、その上で、さらなるステップアップを目指すなど、産地の意向を踏まえて、産地が主体となった取組を進めることが重要です。

また、GAPを導入する場合は、個々の生産者が取り組む場合と農協や生産部会などの集団が主体となって取り組む場合とがありますが、本道では、大ロットでの農産物の取引が多い実態を踏まえると、集団を主体としたGAPの取組を基本として、GAP導入を普及するのが効率的かつ効果的であるとともに、産地全体の安全性や信頼性の向上にもつながるものと考えます。

このため、それぞれの産地において、関係者が連携の上、次のとおり取組を進めていくこととし、取組の推進に当たっては、研修会の開催等による情報提供や、農業改良普及センター等が相談・指導などの支援に努めます。

ア 未導入産地

まずは、産地の関係者がGAPに取り組む必要性を認識する必要があります。その上で、産地内での話し合いを重ね、取組が可能な事項から始めることが大切です。現状の把握、点検、改善、実践を繰り返し、継続的に取組を進めていくことが重要です。

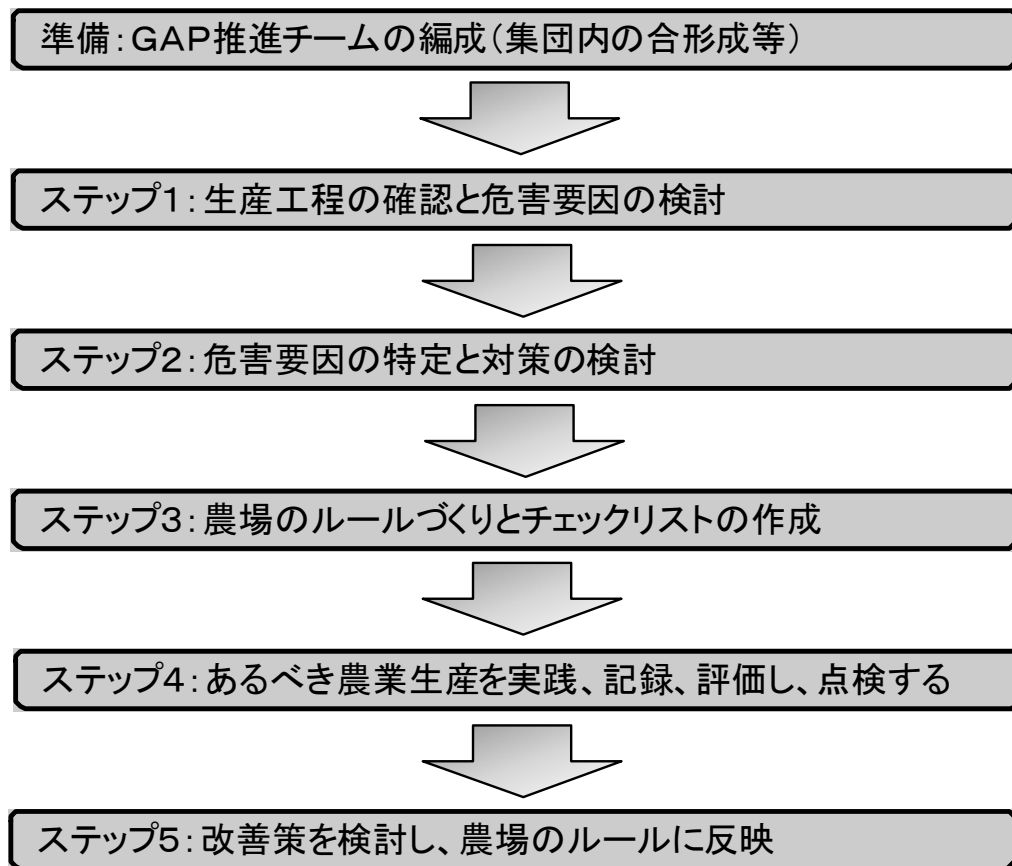
イ 既導入産地

現行の取組の継続的な改善（PDCAサイクル）を通じて、取組項目の追加や取組内容のより一層の充実を図るとともに、第三者点検や第三者点検の導入を検討するなど、産地の意向や目的に応じて取組をステップアップすることが重要です。

また、産地の一部の生産者のみが行っている場合には、生産者全体の取組となるよう普及指導を進めていきます。

2 導入までのプロセスとステップアップの手法

G A P 導入の流れ



(1) 集団内の合意形成

前述のとおり、G A Pには様々な種類があり、導入の目的や求められる内容、必要なコストや労力が大きく異なります。

したがって、導入前に、取り組む目的とどのG A Pを選択するかを、十分に検討することが重要です。また、集団で取り組む場合は、全員が取組を理解し、納得の上で進めていくことが不可欠です。

G A Pは、導入することが目的ではなく、G A Pの手法を使って、農場内に潜む様々なリスクを取り除き、農場を改善することが大きな目的です。農場に潜むリスクを認識せずに、与えられたチェックシートに記録を残しておくだけではG A Pに取り組んでいるとはいえません。

生産者が、G A Pの取組を自らの問題として捉え、自発的な実践へとつながるよう、全員で合意することが重要です。

はじめは、産地の状況に応じて、緊急度、重要度の高い項目に絞ったり、できるところから試行的に実践するつもりで検討を進めるとよいでしょう。

特に、事故やクレームが多い場合は、G A Pに取り組む契機としやす

いことから、生産工程管理の課題を顕在化させ、GAPの導入について、集団内で積極的な話し合いを行うことが大切です。

GAPの特徴

GAPの種類	GAP基準作成主体	特徴
地域GAP (内部点検GAP)	JA連合会、JA、作物生産部会、卸業者	・地域の実情に応じた内容なので実施しやすい
量販店GAP (第三者点検GAP)	イオン、日生協等	・基準を満たせば当該量販店との取引につながる ・量販店を通じて、消費者等に対する農産物の安全性の説明が可能
JGAP (第三者点検GAP)	日本GAP協会	・高度な農場管理が実現 ・消費者等に対する農産物の安全性の客観的な説明が可能 ・第三者機関の認証が必要（認証の取得や更新手続に費用負担）
グローバルGAP (第三者点検GAP)	フードプラス ※ドイツに本部を置く非営利組織（大手小売業者などがメンバー）	・高度な農場管理が実現 ・消費者等に対する農産物の安全性の客観的な説明が可能 ・第三者機関の認証が必要（認証の取得や更新手続に費用負担） ・輸出に有利

【合意形成に向けた準備】

取組を主導する生産集団（生産部会等）の役員や農協の担当者は、農業改良普及センター等から技術的な助言・指導を受けながら、関係者全員の合意形成に向けた準備を行います。

その際、GAPの方針や内容を決定するGAP推進チームやGAPの実践を支援する管理責任者を設置するとともに、あらかじめ、推進・実践体制のアウトライン等の取組方向を決めておくことが重要です。

合意形成に向けて、GAP推進チームは以下の準備を進めます。

ア 問題点や課題を整理

日頃の営農指導等で得られた問題点や課題を、生産工程ごとにまとめておきましょう。問題点や課題を関係者が認識し、共有するために活用します。

イ 優良事例を紹介

関係者間での話し合いの場をつくり、徐々に導入に向けた検討を進めていきます。その際、関連の深い優良事例などを紹介するなど、GAPに取り組んだメリットや苦勞する点などについて説明し、全

員が理解することが、合意形成を図る上で重要です。

はじめの段階は、型にはまった話ではなく、問題点を改善していくことがGAPであり、日頃から気付かずに取り組んでいることもあることを理解してもらいながら啓発します。

ウ リスク事例の紹介

異物混入や農薬事故、農作業事故のデータを示し、GAPの導入により、これらのリスクを未然に防止できることを示します。

農薬事故に伴う風評被害や信頼回復のための時間的、経済的損失、農作業事故による人的損失が、農業経営に多大なダメージを与えることを説明します。

エ GAP実践者から学ぶ

GAP実践組織への視察研修など、実際にGAPに取り組んでいる生産者から具体的な取組内容や導入までの経緯などの説明を受けたり、実践現場を見学することにより、GAP実践のより具体的なイメージ化を図ります。

オ 関係法令を押さえておく

農業生産活動には、工程ごとに関係法令が定められており、GAPに取り組むことにより、法令を見過ごすことなく確実に遵守することができることから、法令を根拠にGAPの取組を後押しすることも必要です。

(2) 体制の整備と役割分担、責任者の明確化

各業務の責任者を明確にし、組織図を作成します。大きな生産集団では、合意形成や実践の足並みが揃いにくいいため、農協等が事務局となっている場合は、土壌分析、廃棄物の処理、機械の点検などの支援体制を構築するとスムーズな実践が可能となるので、こうした役割分担を明確にすることが重要です。

(3) 情報収集・分析

農産物に係る過去の苦情、腐敗等の事例、種子の入手先、使用している生産資材、包装・結束テープ等の材料、生産履歴や農業共済で作成した農場配置図、防除基準、税申告のための伝票などを事前に収集しておくこと、効率的な分析作業を進めることができます。

(4) 生産工程の確認と危害要因の検討

は種から出荷に至るまでのすべての生産工程ごとに、想定される危害要因を洗い出します。こうすることで、どの作業工程にどのような危害

が発生する可能性があるのかが明らかとなり、実際の生産工程において、なぜその作業をしなければならないのか、その理由と意味を明確に理解することができます。

(5) 農場のルールづくりとチェックリストの作成

危害要因を回避するための対策を検討し、それを農場のルールとして明文化し、農場内の関係者への周知を徹底し、必要に応じて従業員への研修などにより、ルールの共有化を図ります。また、特に重要な事項については、チェックリスト表を作成します。

チェックリストの作成に当たっては、数字や記号で記入する様式とするなど、生産者の負担を減らすようにします。

農場のルールづくりの例

農薬使用の手順		
	項目	注意事項
1	防除実施の決定	農薬散布責任者が防除計画、病害虫の発生状況、風量、風向き等からドリフトのリスクを検討し、防除の可否を決定する。
2	薬剤の選定	農薬責任者は、以下の点を確認し、散布者に確認する。 ①総使用回数 ②使用時期 ③使用方法、適用作物、適用病害虫、希釈倍率、使用量 ④使用する農薬の最終有効年月
3	使用前点検	①洗浄状況のチェック ②散布機のチェック（ノズル、ホース、接合部） ③散布量のチェック（試運転の実施）

(6) 生産活動の実施と記帳

生産者は、当該集団が取り組むGAPの方針や内容を十分理解の上、農場の問題点を意識した生産活動を行い、取組ができたか否かをチェックリストに記帳します。

(7) 点検

GAPの取組を継続させるためには、農場の点検とそれに基づく改善が必要となります。1の(3)のアの点検区分に応じた点検の内容は次のとおりです。

ア 自己点検

- ・ 自己点検は、点検者を農場の役員等から選出し、点検項目と記録の内容をもとに点検を行います。

- ・ 点検結果を踏まえて、改善すべき項目を把握し、どのように改善するかを農場内で協議し、対応策を作成します。

イ 内部点検

- ・ 内部点検は、自己点検を終えた農場を対象とするものであり、より客観的な視点での点検を目指します。
- ・ 点検者は、農場以外の農協営農指導員や他の部会役員等から選出し、点検項目と記録をもとに点検を行います。
- ・ 点検は全農場を巡回することが基本ですが、実情に応じて複数年かけて実施することも可能です。
- ・ 点検結果を踏まえて、改善すべき項目を把握し、どのように改善するかを関係者で協議し、対応策を作成します。

ウ 第三者点検

- ・ 第三者点検は、自己点検や内部点検に加え、出荷先などの取引先等が、農場管理等について点検や審査を行うものです。
- ・ 取引先が定めたルールに対応した取組が必要となり、内部点検のみの実施よりも客観性と信頼度が高まります。

エ 第三者点検

- ・ 第三者点検は、利害関係のない認証機関が、農場管理等について点検や審査を行うものです。
- ・ 農産物を輸出する際に、グローバルGAPやJGAPなどの第三者点検GAPの認証取得を求められる場合があります、国際的な客観性と信頼度が高まります。

(8) 点検結果を踏まえた改善に向けた検討

農場の改善につなげていくためには、ルールを守れなかった事項について、ルール自体に無理があったのかなどの分析を行い、必要に応じてルールを変更するなど、危害要因を回避するための対策を講じて、次の栽培に反映することが必要です。

生産集団（生産部会等）の役員等は、次の手順により、生産者やその従業員等からの聞き取りなどにより実態をよく把握した上で、対策を検討することが重要です。

- ① 改善すべき項目を一覧表に記載し、改善策を記入します。
- ② 次年度の点検については、改善すべき項目を重点的にチェックすることとします。
- ③ 必要に応じて、農業改良普及センター等から助言を受けます。
- ④ 改善項目と改善策を生産者に伝えます。

(9) 文書の記録、保管

記入したチェックリストや、記入のために確認した書類は、文書として記録・保管を行います。これらは対外的な説明資料としても活用できます。

(10) 多様なGAPへの取組

国内には、取組主体が異なる様々な種類のGAPが存在するとともに、その取組内容も多岐にわたるものとなっており、産地は、取引先によって異なる内容の実践を求められる場合があるなど、産地の混乱と負担が懸念される状況となったことから、このような実態を踏まえ、2010年4月に農林水産省は、高度な内容を含む取組内容の共通基盤としてガイドラインを策定しました。

取引先からの要請や輸出を含めた農産物の販路の拡大を目指す場合には、ガイドラインに対応した取組や第三者点検GAPの導入を検討するなど、それぞれの指導機関の指導を受けながら進めていく必要があります。

3 先進事例の紹介

道内では、GAPを導入している産地が着実に増加していますが、導入の動機や目的、取組内容は、産地によって様々です。

今後の産地での取組の参考とするため、次のとおり道内の先進的な取組事例を紹介します。

(1) JAこしみずの取組事例

GAPの取組が、これまでの営農指導の延長線上にあることを示した事例です。

JAこしみずでは、取引先の全農青果センターからの提案で、平成19年からにんじん、ブロッコリーを、平成21年からたまねぎを加えた3品目で、JA全農が運用する「全農安心システム」を導入しました。全農安心システムは、産地が定めた生産基準が生産者に徹底され、生産工程や集出荷を記録し、それらが追跡できることなどを、外部の検査員が審査し、合格した産地を全農が認証する制度です。

認証の条件であるGAPは、主にJAがチェック項目を考え、生産履歴の記帳や土壌分析の実施、農薬や肥料の整理整頓、作業機械の小まめな洗浄、さらには、農薬や肥料の使用を必要最低限に抑えることなど、1品目につき17項目の取組を生産者が実践します。

生産者は年に一度、チェックリストに取組の達成度を記入し、JAが記載内容を確認します。

JAでは、システムの導入前から、土づくりやクリーン農業のほか、栽培履歴の記帳に取り組んできており、こうした取組を通じて、チェック項目の取組はすでに実践済みであったことから、生産者にシステム導入への抵抗感はなく、円滑に取り組むことができました。

システムを導入したことによって、農産物がより高く売れるということはありませんが、取引先との信頼関係が深まり、より有利な販売につながる大きなメリットです。

また、作業工程が「見える化」されたことで、生産者に緊張感が高まったことや、産地として取り組まなければ生き残れないという危機意識が芽生えたことも大きな成果です。

今後、JAでは品目を拡大するとともに、必要に応じて、取組を深化させていくことを考えています。

ただし、生産者に精神的な負担を強いるような無理な仕組みでは取組が長続きしないことから、今後も、生産者と意思疎通を十分図りながら、生産者が合意した中で、取組を進めていく考えです。

(2) J A ネットワーク十勝農産物技術対策協議会の取組事例

複数の農協が連携して、広域的に取り組んでいる事例です。

十勝管内24農協で構成するJ A ネットワーク十勝農産物技術対策協議会（以下「農技協」という。）では、十勝全体で共通した「安全・安心」の取組として、十勝型G A Pの普及推進に努めています。

十勝型G A Pは、十勝管内の農協の集出荷施設を包括した農産物の生産工程管理のツールとして、平成22年に農技協が作成したものです。

取組の内容や方針の検討に当たっては、農協の担当者と事務局（中央会帯広支所、ホクレン帯広支所、十勝農協連）で構成するG A P部会を協議会の専門部会として設置して、現在に至っています。

実施当初は、取組が可能な12農協からスタートしましたが、現在は、十勝管内の全24農協が取り組んでおり、約4000件の農家に広がっています。

十勝型G A Pの作成に当たっては、既存のG A Pや国内の先進事例を参考に検討を進めた結果、24の農協が足並みを揃えて取り組むためには、独自のチェックリストを作成し、生産者に配付して、自己点検する方法が効果的であると考え、既存のG A Pのチェックリストなどを参考に、十勝の農業生産の特性に合った項目を検討しました。さらに、毎年、担当者からの意見等を踏まえながら、チェックリストの内容を見直しています。

チェックリストは、農薬の使用など全作物に共通する項目からなる「生産物共通シート」や作物別の栽培上の留意点を示した「作物別シート」をはじめ、「生産者施設用シート」、「農協施設用シート」など22種類に分かれています。

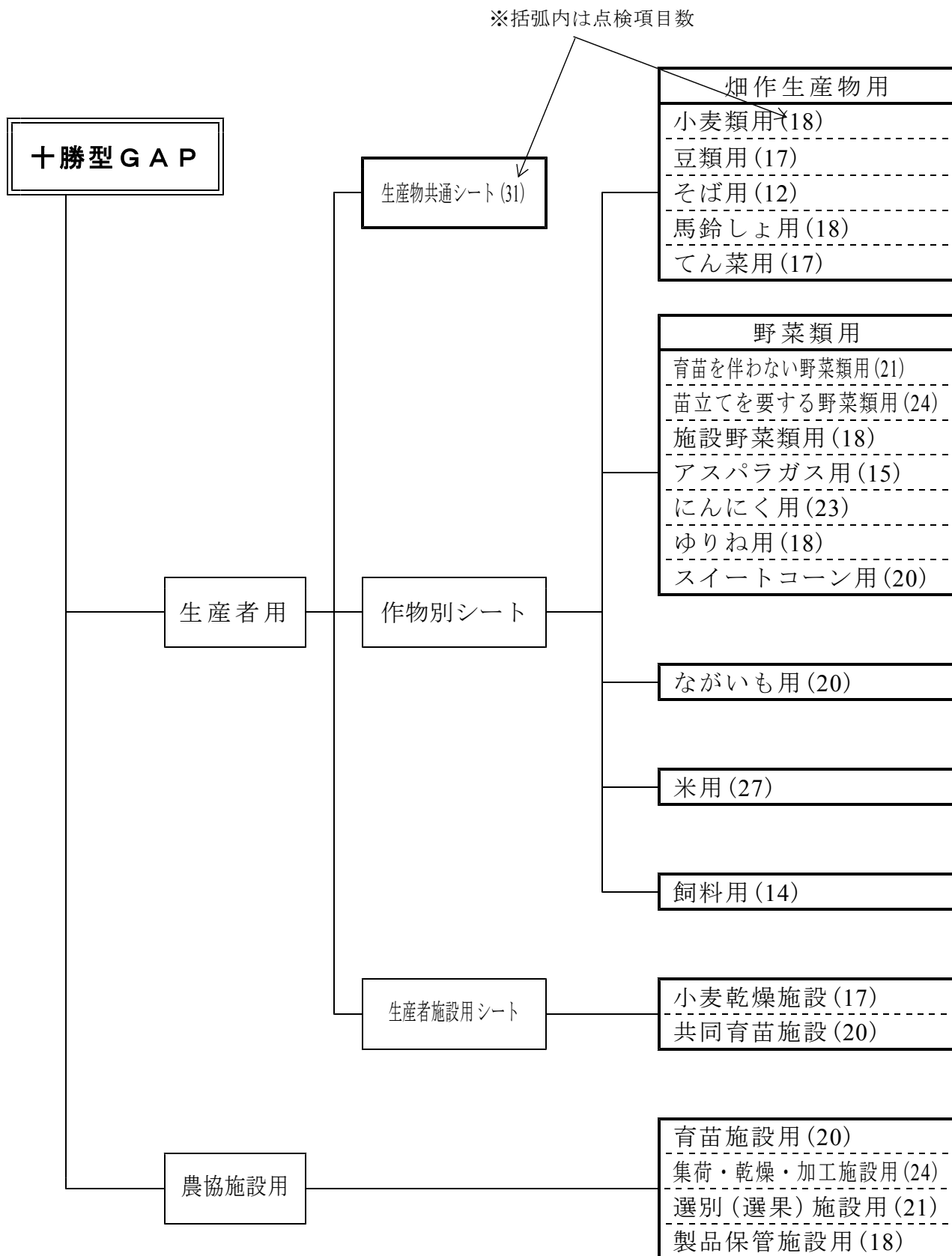
生産者は、年に一度、チェックリストに達成度を記入して、G A P部会に提出します。G A P部会は、回収したチェックリストを分析した結果を農協にフィードバックするほか、取組が弱い項目については、パンフレットを配布するなど、課題の改善に努めています。

十勝型G A Pは広域的な取組であることから、すべての農家に十勝型G A Pの理念や目的を浸透させることが課題ですが、去年は、チェックリストの回収率が100%を達成しました。

今後は、認証審査制度を整備するなど、より一層取組を深化することとしています。

こうした取組によって、生産者と農協が連携しながら、十勝の農産物全体の安全性や品質のさらなる向上が図られるよう、十勝ブランドの強化に取り組んでいます。

平成26年度版十勝型GAPチェックリストの構成



(3) J A ひがしかわの取組事例

国内の第三者点検 G A P の主流となっている J G A P を産地で導入した取組事例です。

J A ひがしかわでは、2010年に、軟白みつば部会が J G A P の認証を取得しました。今後は、全品目、全生産者が J G A P の認証取得を目指して取り組むこととしており、2014年には、米とトマトの生産者が、J G A P の認証を取得します。

J G A P は日本 G A P 協会が運用しており、生産者組織が取得できる団体認証のほか、農場単位でも認証を取得できます。

軟白みつば部会が J G A P に取り組むに当たっては、様々な産地の中から東川産のみつばを選んでもらうためには、安全安心を消費者に知ってもらう取組が必要であり、様々な G A P の点検項目を検討した結果、J G A P が最も取り組みやすいことから、農協が部会に J G A P の導入を提案しました。

提案当初は、取組が収入増加に直結するものではなく、むしろ、事務的な作業だけが増えるとの不安から、必ずしも生産者は積極的ではありませんでした。

このため、生産者の理解を得るまでに時間を要しましたが、もともと東川産のみつばは、正月用として市場からの引き合いが大きく、J G A P の導入による取組が、必ずしも新たな販路開拓に結びつくものではないものの、市場からは高い評価を受けることとなりました。

加えて、生産者の経営においては、資材の在庫管理が改善され、無駄な出費がなくなったり、ほ場や納屋を整理整頓することにより、怪我のリスクが少なくなるといった効果がありました。

J G A P は、事務局である農協と取組農場が審査対象となっており、事務局に約50、農場に約130の審査項目があります。

認証の維持には、年に1回の日本 G A P 協会の審査を受ける必要があります。この審査費用は J A が負担しています。また、団体認証を受けるためには、農協内に内部監査員を置くことが義務づけられており、今後、取組を拡大するに当たっては、内部監査員の確保が課題となっています。

また、農協独自の取組として、ほうれんそうやトマト、ピーマンなどの園芸作物11品目で、「サラダ G A P」を作成したほか、米は「東川米 G A P」、さらには、大豆やそばについても独自に G A P を作成して、農協が取り扱う農産物すべてについて、G A P に取り組んでいます。

(4) JAとうや湖の取組事例

EU域内の小売業組合によって設立され、世界100カ国以上に認証取得が拡大しているグローバルGAPを導入した取組事例です。

胆振管内のJAとうや湖では、よりレベルの高い農産物の安全・安心の取組を取引先から要請され、2009年に、農協系統として日本で初めてグローバルGAPを導入しました。

現在、管内の14名の生産者が、人参、トマト、ブロッコリーなど11品目で取り組んでいます。

グローバルGAPは、「食品の安全性の確保」、「環境負荷低減」、「作業者の労働安全」等に関する約200項目の生産工程の管理点で構成されています。

産地では、グローバルGAPに取り組む前からクリーン農業に力を入れており、2002年には、生産者、行政、農協が一体となった「とうや湖クリーン農業協議会」の設立に伴い、事務局として農協内に「クリーン農業推進課」を設置して、YES! cleanの取組やエコファーマーの拡大に取り組むなど、環境保全型農業を推進してきました。2008年に整備した雪蔵貯蔵庫もその一環です。

こうした取組に加え、農産物の生産管理の情報を求められるようになった背景もあって、グローバルGAPに取り組むこととなりましたが、14名全員が高い管理レベルを維持するのは容易なことではありません。

審査は毎年行われ、年1回の本検査と本検査前の抜き打ち検査があり、国内にある認証機関により厳しくチェックされます。この審査費用は農協が負担しています。

農協担当者が、常に生産者と密接に意思疎通を図りながら書類を管理し、グローバルGAPが求める水準を達成してきました。

その結果、生産者の経営においては、農薬や肥料の整理整頓、必要最小限の使用によるコスト低減が図られたほか、倉庫内や住宅周りもきれいになり、怪我の防止や作業の効率化にもつながっています。

また、グローバルGAPの認証は、価格に反映されるわけではありませんが、産地と取引先との信頼関係が深まり、有利に取引ができることが大きなメリットです。